

議案第88号

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民体育館の駐車場について使用料の額を定めるとともに、利用者の利便の向上を図るためＩＣカードによる利用の対象に駐車場を追加する必要があるによる。

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例

福岡市民体育館条例（昭和47年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「利用者（）」を「次の各号に掲げる利用者（）」に、「別表」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 体育館（駐車場を除く。）の利用者 別表第1に定める額
- (2) 駐車場の利用者 別表第2に定める額

第7条の2第2項及び第4項中「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第5項中「前項」を「体育館」に改め、「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加える。

第9条中「使用料」を「別表第1に定める使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、特に必要と認めるときは、別表第2に定める使用料を減免することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

駐車場使用料

区 分	単 位	金 額
普通自動車		(1) 利用時間が1時間を超え、2時間以内の場合 200円

		(2) 利用時間が2時間を超える場合 300円
中型自動車等	1台1回(1日以内)	1,000円
大型自動車		2,000円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、体育館を利用した者以外のものが駐車場を利用した場合の普通自動車の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。
- 2 「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、「中型自動車等」とは同条に規定する中型自動車及び準中型自動車を、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。